【日常生活支援総合事業通所型サービス 重要事項説明書】

デイサービスしろにし

- 1 担当者 生活相談員
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの内容
 - ①ご利用日 「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画」に定めるとおり
 - ②ご利用時間 ○午前 9時00~午後0時10分まで
 - ○午後1時30分~午後4時40分まで(送迎時間は含みません)
 - ③ご利用場所 松本市城西1-5-16

④ご利用可能設備等

Τ.	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	定員	18名		相談室	1室 (8.36 m²)		
	食堂兼	1室	合計	静養室	1室 (7.58 ㎡)		
	機能訓練室		114.63 m²	送迎車	ワゴン車 2台		
•	事務室	1室(10.51 m²)			軽自動車 3台		

⑤サービス内容

「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス計画」に沿い、 送迎、機能訓練その他必要な介護サービスを行います。併せて、 ご希望のサービスごとの各種計画書を作成し、個々の状態にあっ た機能訓練等を行い、定期的にその進捗状況を評価します。なお、 その日のお身体の状況によって一時的に変更することがありま す。

⑥料金

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(介護予防デイサービス)利用料 〇午前9時~午後0時10分・午後1時30分~午後4時40分 (円)

要支援区分	基本利用料 (1ヶ月あたり)	利用負担 (1割)	利用負担 (2割)	利用負担 (3割)
要支援1 事業対象者週1回	17, 980	1,798	3,596	5, 394
要支援2 事業対象者週2回	36, 210	3,621	7,242	10,863

*上記料金には、送迎が含まれています。

○その他の諸費用

・加算 (円)

	加算名称	内 容
介護処遇等処遇改善加算(I)		基本料に各種加算を加えた総額×9.2%
	介護処遇等処遇改善加算(Ⅱ)	基本料に各種加算を加えた総額×9.0%
0	介護処遇等処遇改善加算(Ⅲ)	基本料に各種加算を加えた総額×8.0%
	介護処遇等処遇改善加算(IV)	基本料に各種加算を加えた総額×6.4%

• 実費分

連絡帳準備費として350円を初回利用月に徴収させていただきます。

お茶代として毎月100円を徴収させていただきます。

実費分以外は月額定額となっております。月途中での各種変更については次のとおりの取り 扱いとなります。

○料金変更なし

- 1) 月途中にサービス開始となった場合
- 2) 月途中にサービス終了となった場合
- 3) 月途中に利用者がサービスを休んだ場合
- 4) 月途中に利用者が契約解除等による事業所替えをした場合
- ○料金変更あり(日割り)
 - 1) 月途中に要介護から要支援(又は事業対象者)と変更になった場合
 - 2) 月途中に要支援(又は事業対象者) から要介護と変更になった場合
 - 3) 月途中に同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - 4) 月途中に要支援度が変更になった場合

3 サービスをお休みする場合

- ①健康上の理由の他、利用者のご都合でサービスをお休みになる場合、前日午後5時までに ご連絡ください。
- ②お休みされた場合の料金について
 - ・包括的料金設定の為、原則的には料金の変更(減額)はありません。
 - ・可能な限り、利用日の変更等で対応します。 (提供日前日午後5時までにご連絡いただいた場合に限ります。)
- 4 健康上の理由によるサービスの中止、又は一部中止及び変更
 - ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、対応します。
 - ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
 - ④ ②及び③に関して事前にご家族への連絡が取れない場合でもサービスを中止又は変更することがあります。その場合でも、適切に対応してできるだけ速やかにご家族へご連絡するように努めます。
- 5 利用日及び時間の一時的な変更について

利用予定日以外の一時的なご利用等の変更をご希望される場合、ご希望される日によっては追加又は変更することができますのでご相談ください。

6 料金の支払方法

毎月10日以降直近利用日に前月分の請求をいたしますので、当月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は次の3通りの中からお選びいただけます。

- 銀行口座からの引き落とし
- ・ 当施設銀行口座へのお振込み:振込先 八十二銀行 松本営業部 普通預金 社会医療法人城西医療財団 理事長 関 健 口座番号 23298
- ・ 現金: 原則といたしましてデイサービスしろにし事務所にて、直接お支払いください。 なお、紛失等を避ける為、連絡帳と一緒に料金を入れることはご遠慮ください。

7 デイサービスしろにしが提供するサービスについての相談窓口 生活相談員 百瀬 靖子・飯沼 達郎

電話 0263-33-3301

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

- 8 サービス内容に関する苦情窓口
 - ①当施設ご利用者苦情窓口 担当 管理者 今関 達弥

電話 0263-33-3301

0263-33-6400 (城西病院)

(受付時間月~金曜日8:30~17:00)

- ②当施設以外に、下記へ相談、苦情を伝えることができます。
 - 松本市役所高齢福祉課

34 - 3213

· 社会医療法人城西医療財団 第三者委員 青柳 日吉 33-8247

須沢 正 35-1830

二村 清 35-4662

· 長野県国民健康保険団体連合会

026 - 238 - 1580

・長野県福祉サービス運営適正化委員会

 $0\ 1\ 2\ 0 - 2\ 8 - 1\ 7\ 0\ 9$

- 9 デイサービスしろにしの概要
 - ①提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスしろにし
介護保険事業者番号	2090200441
所在地	松本市城西1-5-16
サービスを提供する 対象地域	松本市

- ②職員体制
- (1)管理者 デイサービスの管理 1名(兼務)
- (2)責任者 デイサービスの統括 1名(機能訓練指導員兼務)
- (3)生活相談員 利用者の生活相談・家族との連絡調整・関係機関との連携 1名以上
- (4)看護職員利用者の健康管理1名以上(5)介護職員利用者の介護1名以上(6)機能訓練指導員日常生活動作機能維持・向上1名以上
- ③営業日・営業時間

月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00

*定休日 十・日曜日・8月14日~16日及び12月30日から1月3日

- 10 デイサービスしろにしの介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスの特徴等
 - 運営方針

デイサービスしろにしでは、介護保険諸法令の趣旨及び社会医療法人城西医療財団の運営 方針『親切・誠実・清潔・明朗・創意・科学性・公益性』を念頭におき、地域と共生した 施設となるよう努力します。

- ②サービスの充実のために
- ・職員の研修として県デイサービスセンター等主催の研修会に職員を派遣し、サービスの向上に努めています。
- ・個々の利用者の状態にきめ細かく対応できるように、ケース検討会等により職員間での連携を図っています。
- ・利用者の機能の維持向上に資するため、専門職種間での連携を図り、適切な状態把握と評

価に努めます。

- ③非常災害対策
- ・防災時の対応 社会医療法人城西医療財団「消防計画」に沿って対応します。
- ・防災設備 当施設内外に消火器、非難器具、誘導灯等の器具設備により、万一の火災

等の災害に備えています。

- ・防災訓練 社会医療法人城西医療財団「消防計画」に沿って防災訓練を実施します。
- · 防火管理者 | 今関 達弥
- 11 第三者評価の受審状況等

第三者評価の実施 有 (無) 実施した直近年月日 () 実施した評価機関の名称 () 評価結果の開示状況 ()

- 12 当法人の概要
 - ○法人名 社会医療法人城西医療財団
 - ○代表者 理事長 関 健
 - ○本部所在地 松本市城西1-5-16
 - ○法人施設 ・城西病院

健康センター リハビリテーションセンター デイケアセンター メンタルセンター 燦メンタルクラブ 'S'クリーンネス

(障害者地域活動支援センター)

- ・松本西訪問看護ステーション
- ・松本西訪問介護ステーション
- ・安曇野メディア(老健)
- ・安曇野北訪問介護ステーション
- · 安曇野南訪問看護
- ・白馬メディア(老健)
- ・北アルプス訪問介護ステーション
- ・ケアハウス いわかがみ
- ・'S'ウェルネスクラブ神城
- ・'S'ウェルネスクラブ一日市場

- ・小倉ホーム (グループホーム)
- 豊科病院
- ・安曇野北訪問看護ステーション
- ・ミサトピア小倉病院
- 神城醫院
- ・かたくりの郷 (グループホーム)
- ・北アルプス訪問介護ステーション
- ・'S'ウェルネスクラブ松本
- ・'S'ウェルネスクラブ小谷
- ・アルプスホーム(生活訓練事業所)

以上、重要事項についての説明と同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が 署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

〔住 所〕 松本市城西1-5-16

〔法 人 名〕 社会医療法人 城西医療財団

〔事業者名〕 デイサービスしろにし (事業所番号 2090200441)

〔理事長〕 関 健 印

ご利用者

〔住 所〕

[氏 名] 印

代理人

〔住 所〕

[氏 名] 印

ご家族の代表者

〔住 所〕

[氏 名] 印